株　主　各　位

（証券コード4538）
2020年６月５日

大阪市中央区道修町一丁目７番10号
扶桑薬品工業株式会社
代表取締役社長　戸　田　幹　雄

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当会社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、**本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申しあげます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2020年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市城東区森之宮二丁目３番11号
   当会社　本社事務所第１会議室
3. **目的事項**
   報告事項　第97期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
   決議事項
   第１号議案　剰余金の処分の件
   第２号議案　監査役３名選任の件
   第３号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。
◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.fuso-pharm.co.jp/）に掲載いたします。

〈新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ〉
新型コロナウイルス感染症への対応として、当社役員およびスタッフはマスクを着用させていただく場合があります。また、株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

Ⅰ．会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が見られましたが、米中通商問題の影響や中国経済の減速に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした世界経済の停滞もあり、依然として不透明感が一層強まる状況で推移いたしました。

医薬品業界では、薬価制度改革をはじめとして後発医薬品の使用促進策の強化など、医療費適正化諸施策が引き続き推進されており、経営のさらなる強化が求められるなか、研究開発費の増加、開発リスクの増大、企業間競争の激化など収益環境の厳しさが増しております。

このような状況のもと、当社は、主力製品の人工腎臓用透析剤キンダリーなど人工透析関連製商品および輸液などのより強固な浸透を図るとともに、後発医薬品の販売促進にも注力してまいりました。

その結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は後発医薬品の販売増により469億２百万円と前期と比べ８億28百万円（1.8％）の増加となりました。利益面では、売上高の増加があったものの、売上原価率の上昇により、営業利益は10億10百万円と前期と比べ２億50百万円（19.9％）の減少、経常利益は10億66百万円と前期と比べ２億12百万円（16.6％）の減少、また当期純利益は７億７百万円と前期と比べ１億87百万円（21.0％）の減少となりました。

2. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3. 設備投資の状況

当期における設備投資額は10億39百万円で、その内訳は主として生産設備等の更新等に係るものであります。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、経済活動の停滞が大いに懸念され、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

当社は、このような環境のもと、社会から信頼される企業であり続けるため、次の課題に取り組んでまいります。

営業面では、主力製品を中心に市場へのさらなる浸透による販売強化に全力を挙げて取り組んでまいります。生産面では、設備投資の効率化や製造コストの引き下げへの合理化を推進するとともに品質管理を徹底し信頼性向上を推進いたします。研究開発面では、透析医療のさらなる活性化を図り、さらに新薬開発等により、新領域の開発を推進いたします。また、管理面では、業務の効率化とスリムで機動的な管理組織の実現により管理費のさらなる削減につなげ収益力の向上を行ってまいります。

当社は、人の生命に関わる医療用医薬品の安定供給に携わる製薬企業としての本分を尽くすため、全社一丸となって邁進してまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

5. 財産および損益の状況の推移

	第94期 2017年3月期	第95期 2018年3月期	第96期 2019年3月期	第97期(当期) 2020年3月期
売上高（百万円）	46,782	45,900	46,074	46,902
経常利益（百万円）	642	832	1,279	1,066
当期純利益（百万円）	861	970	894	707
１株当たり当期純利益（円）	95.86	109.61	101.96	80.59
総資産（百万円）	68,788	70,188	71,687	69,153
純資産（百万円）	32,545	32,579	32,842	32,302
１株当たり純資産（円）	3,642.78	3,711.54	3,742.48	3,681.46

（注）2016年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施したため、第94期（2017年3月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

該当する事項はございません。

7. 主要な事業内容

輸液を中心とする注射剤や人工腎臓用透析剤、各種内服治療薬など医療用医薬品および血液透析器など医療用機械器具の製造・販売を主たる事業とし、併せて不動産ならびに付帯設備の賃貸も営んでおります。

8. 主要な事業所および工場

本　社：本　　社（大阪市）
事務所：本社事務所（大阪市）
　　東京事務所（東京都）
営業所：大阪支店（大阪市）　東京第一支店（東京都）
　　東京第二支店（さいたま市）　東京第三支店（横浜市）
　　札幌支店（札幌市）　仙台支店（仙台市）
　　名古屋支店（名古屋市）　岡山支店（岡山市）
　　広島支店（広島市）　福岡支店（福岡市）
工　場：城東工場（大阪市）　大東工場（大阪府）
　　岡山工場（岡山県）　茨城工場（茨城県）
研究所：研究開発センター（大阪市）

9. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,352名	5名増

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,146百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,161
株式会社三菱UFJ銀行	2,008
株式会社りそな銀行	1,255
農林中央金庫	1,232
株式会社北陸銀行	857
日本生命保険相互会社	736
株式会社みずほ銀行	385

Ⅱ．会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数　　20,000,000株

2. 発行済株式の総数　　9,451,169株（自己株式676,880株を含む）

3. 当期末株主数　　7,553名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ぶどう協和会	596千株	6.80％
敷島振興株式会社	452	5.16
株式会社三井住友銀行	429	4.89
三井住友信託銀行株式会社	377	4.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	345	3.94
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	345	3.94
日本生命保険相互会社	239	2.73
扶桑薬品工業従業員持株会	231	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	203	2.32
戸田幹雄	188	2.15

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ．会社役員に関する事項

1．取締役および監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	戸田　幹雄	
取締役	戸田　隆雄	研究開発センター所長
取締役	三柳　順一	営業本部長
取締役	千北　隆彦	生産本部長
取締役	西村　昭吉	総務本部管理部長兼内部監査室長
取締役	松井　幸信	営業本部営業統括部東京第一支店長兼東京事務所長
取締役	髙橋　貞雄	総務本部長兼経理部長
取締役	岡　純一	生産本部城東工場長兼生産管理室長
取締役	伊藤　雅教	研究開発センター部長
取締役	中　俊人	生産本部岡山工場長
取締役	古賀　彰	営業本部営業統括部東京第二支店長
取締役	大谷　英樹	営業本部営業統括部長
取締役	須藤　実	公認会計士（須藤公認会計士事務所長）
取締役	川口　碩保	
監査役	松本　清治	常勤
監査役	松岡　大藏	税理士（松岡大藏税理士事務所長）
監査役	青本　悦男	弁護士（青本悦男法律事務所長）

（注）1. 取締役須藤　実、取締役川口碩保の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役松岡大藏、監査役青本悦男の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役松岡大藏氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役須藤　実、取締役川口碩保、監査役松岡大藏、監査役青本悦男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役須藤　実、社外取締役川口碩保、社外監査役松岡大藏、社外監査役青本悦男の各氏との間において、それぞれ会社法第427条第１項および定款第28条および第36条に基づき、会社法第423条第１項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	報酬等の額
取　締　役	14名	140百万円
監　査　役	3名	25百万円
合　計 （うち社外役員）	17名 （4名）	166百万円 （22百万円）

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先	兼職の内容
社外取締役	須　藤　　実	須藤公認会計士事務所	所　長
社外監査役	松　岡　大　藏	松岡大藏税理士事務所	所　長
	青　本　悦　男	青本悦男法律事務所	所　長

（注）社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	須　藤　　実	当期開催の取締役会11回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
	川　口　碩　保	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に上場企業の元経営者としての立場から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

区　分	氏　名	主な活動状況
社外監査役	松　岡　大　藏	当期開催の取締役会11回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
	青　本　悦　男	当期開催の取締役会11回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

40百万円

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査の実施状況、監査計画および報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

Ⅴ．会社の体制および方針

1．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・取締役および使用人はその職務の遂行に当たり、別に定める「コンプライアンスマニュアル」を遵守するものとする。

・法令等遵守の統轄としてコンプライアンス委員会が当たる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る文書および情報については、別に定める「文書管理規程」およびその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。

・監査役会または監査役が要求した場合、当該文書は速やかに閲覧に供されるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「経営リスクマネジメント基本規程」およびその他の「緊急時対応規程」「地震等災害対策規程」など社内規程に基づき、企業活動に影響をおよぼすおそれのあるリスクの未然防止およびトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督するものとする。

・取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化とともに、書面決議制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための組織として、社長直轄の内部監査室および内部統制室を設置する。

① 内部監査室は、会計監査および業務監査を実施し、業務活動が法令および当社定款等に準拠して運営されているかを監査するものとする。

② 内部統制室は、業務の有効性・効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全に関する適切な整備および運用を図るものとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

・監査役会および監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

・監査役会事務局は監査役会直属の組織とし、監査役会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、および当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を社内規程に明記し、これを徹底するものとする。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社は、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「内部通報規程」を整備・運用するものとする。

・取締役および使用人は、当社の業務または財務の状況に重大な影響をおよぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役会または監査役に報告しなければならない。

(9) 取締役および使用人が監査役に法令違反等の情報を報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、当社の取締役および使用人が監査役へ報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・社長は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めるものとする。

・取締役および使用人は、監査役が監査を行う場合にはこれに協力するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議した会社法および会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備し運用しております。

取締役会においては、継続的に経営上のリスクを認識し対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程および業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査のほか、幹部社員との面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備し、監査役会において情報を共有しております。内部監査部門は、各部門に赴き定期的な内部監査の実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証して現状を把握するとともに業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の支配権の移転を伴う買収提案があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値の源泉等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることはできません。

当社の企業価値の源泉は、①生命維持の基本となる輸液や人工腎臓用透析剤等の安定的な供給を可能とする生産・供給体制、②輸液や人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品事業を通じて構築した日本全国の病院との広範かつ強固なネットワーク、③輸液や人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品市場における“ぶどうマーク”や“キンダリー”の高いブランド力、④社会において「なくてはならない存在」として患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に経営してきたことにより構築した患者・病院・卸・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、⑤医薬品の安定供給の社会的使命を全うするための必須かつ喫緊の課題である経営基盤の安定化、強化に向けた新分野開発の鋭意推進、⑥当社の経営理念に誇りを持ち、患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に当社の成長・発展・進化を目指す従業員の存在にあると考えております。当社株式の大量買付けを行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みについて

当社は、当社の強みである医薬品事業を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、患者さんの健康で豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しております。また、製薬企業としての社会的使命および責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しております。かかる基本理念のもと、当社は次の３項目を経営の中長期的な重点課題として、その実現に鋭意取り組んでおります。

a 販売に関する施策

・ 透析剤トップメーカーとして、透析患者の方々にとって必要不可欠である透析剤の安定供給を最重点課題とし、透析用剤、ろ過型人工腎臓用補液、生理食塩液および透析関連品の血液凝固阻止剤、吸着型血液浄化器、透析器などの新たな需要市場を開拓し拡販を推進する。

・ 国のジェネリック医薬品市場拡大政策に即応し、DPC/PDPS制度（診断分類別包括評価支払制度）導入病院を中心に、後発品採用に向けた積極的な営業活動を展開する。

b 製造に関する施策

・ 継続する国民医療費抑制策による薬価引き下げに対処するため生産の効率化、製造コストの引き下げへの合理化に徹した設備投資を推進する。

・ 医療機関のニーズに即した、より安全性の高い容器を用いたろ過型人工腎臓用補液サブラッドBSGなどの医薬品を製造する。

・ 信頼性保証本部との連携のもと品質管理を徹底し製品ブランドの信頼性の向上へ総力を傾注する。

・ 研究開発センターとの連携をも含めて、新製品の開発・量産化に備えた体制整備にも鋭意投資を進める。

c 研究開発に関する施策

・ 透析関連製剤については、医療現場に即応した新製品の開発を進め、成熟期を迎えつつある透析医療分野のさらなる活性化を図り、さらに、遺伝子バイオ技術を応用した新薬開発等により、新領域の開拓も鋭意、推進する。

・ 研究開発センターでは、生産、営業、信頼性保証の各本部と常時密接な連携を保ちつつ、開発期間の短縮や開発コストの低減を念頭に所属員一丸で業務の効率化に取り組む。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の効率や公正性、法令遵守を確保するためのコーポレート・ガバナンスの強化は、多様なステークホルダーの皆様と適切な関係を維持し、社会的な責任を果たすことに繋がり企業価値・株主共

同の利益の確保・向上に資するものと考えております。
現在、取締役会は社外取締役２名を含む取締役14名で構成し、取締役会専決事項、経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。監査役は、社外監査役２名を含む３名であり、取締役会および重要な会議への出席や、業務および財産状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査しております。そのほか、当社は内部監査室およびコンプライアンス委員会、リスク管理委員会等各種委員会を設置し、これらによる監視・統制に万全を期しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記（1）記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2018年６月26日開催の第95回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を株主の皆様のご承認をいただき継続しました。本プランの概要は以下のとおりです。

本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であり、これらを行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付けその他の取得、もしくは当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合およびその特別関係者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付けもしくはこれらに類似する行為またはこれらの提案（以下「買付等」といいます。）を適用対象とします。

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）に対して、当該買付等に先立ち、買付等に関する情報の提出を求めるなど、当社取締役会並びに社外取締役および社外監査役で構成される独立委員会が当該買付等の内容の検討等を行うための手続を定めています。

独立委員会は、買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等、本プランに定める要件に該当する買付等であると判断した場合には、原則として、当社取締役会に対し、買収者等による権利行使は（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる適切な施策を実施すべき旨の勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する決議を行います。当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、本新株予約権をその時

点の当社を除く全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従った本新株予約権の無償割当て等の実施もしくは不実施または本新株予約権の取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役および社外監査役から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施または買付者等の買付等に関しての株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、買収防衛策の詳細につきましては、インターネットの当社ホームページ（https://www.fuso-pharm.co.jp/）に掲載しております。

本プランの有効期間は、2018年６月26日から同日後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会もしくは株主総会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記 (2)「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

上記 (3)「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、株主意思を重視するものであること、取締役の恣意的判断を排除するため本プランの発動および運用に際しての実質的な判断が社外取締役および社外監査役で構成される独立委員会により行われること、合理的な客観的要件が充足されなければ本プランが発動されないように設定されていること、第三者専門家の意見の取得が可能とされていることで独立委員会による判断の公正性・客観性が担保される仕組みとなっていること、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、本プランは当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**38,011**	**流動負債**	**25,701**
現金及び預金	7,268	支払手形	5,946
受取手形	231	電子記録債務	3,203
売掛金	20,170	買掛金	3,688
商品及び製品	8,218	短期借入金	2,350
仕掛品	125	1年内返済予定の長期借入金	4,155
原材料及び貯蔵品	1,667	リース債務	1
前渡金	59	未払金	1,351
前払費用	162	未払費用	373
その他	106	未払法人税等	151
固定資産	**31,142**	預り金	41
有形固定資産	**25,449**	前受収益	15
建物	9,846	賞与引当金	870
構築物	543	役員賞与引当金	15
機械装置	5,106	値引補償引当金	41
車両運搬具	7	売上割戻引当金	235
工具器具備品	729	返品調整引当金	2
土地	8,854	設備関係支払手形	344
リース資産	2	その他	2,912
建設仮勘定	358	**固定負債**	**11,150**
無形固定資産	**518**	長期借入金	8,245
ソフトウエア	106	リース債務	0
その他	411	再評価に係る繰延税金負債	1,322
投資その他の資産	**5,174**	退職給付引当金	1,077
投資有価証券	2,902	役員退職慰労引当金	287
出資金	1	資産除去債務	106
従業員に対する長期貸付金	7	その他	110
長期前払費用	149	**負債合計**	**36,851**
繰延税金資産	854	(純資産の部)	
その他	1,259	**株主資本**	**36,323**
		資本金	**10,758**
		資本剰余金	**15,010**
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	5,010
		利益剰余金	**12,719**
		その他利益剰余金	12,719
		別途積立金	5,300
		繰越利益剰余金	7,419
		自己株式	△ **2,164**
		評価・換算差額等	△ **4,021**
		その他有価証券評価差額金	**599**
		土地再評価差額金	△ **4,621**
		純資産合計	**32,302**
資産合計	**69,153**	**負債・純資産合計**	**69,153**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
売　　上　　高	**46,902**
売　　上　　原　　価	**34,101**
売　　上　　総　　利　　益	**12,801**
返品調整引当金戻入額	0
差　引　売　上　総　利　益	**12,801**
販売費及び一般管理費	**11,790**
営　　業　　利　　益	**1,010**
営　　業　　外　　収　　益	**398**
受　　取　　利　　息	8
受　　取　　配　　当　　金	79
投資有価証券売却益	22
保　険　関　係　収　益	102
投資事業組合運用益	39
業　務　受　託　収　益	78
企　業　誘　致　奨　励　金	29
そ　　の　　他	37
営　　業　　外　　費　　用	**342**
支　　払　　利　　息	224
生　　命　　保　　険　　料	95
そ　　の　　他	23
経　　常　　利　　益	**1,066**
特　　別　　利　　益	**38**
固　定　資　産　売　却　益	38
特　　別　　損　　失	**62**
固　定　資　産　除　却　損	20
投資有価証券評価損	42
税　引　前　当　期　純　利　益	**1,042**
法人税、住民税及び事業税	237
法　人　税　等　調　整　額	98
当　　期　　純　　利　　益	**707**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
2019年４月１日残高	10,758	10,000	5,010	12,604	△ 2,164	36,211
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△ 614		△ 614
土地再評価差額金の取崩				21		21
当期純利益				707		707
自己株式の取得					△ 2	△ 2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	114	△ 2	112
2020年３月31日残高	10,758	10,000	5,010	12,719	△ 2,164	36,323

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年４月１日残高	1,230	△ 4,599	△ 3,368	32,842
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 614
土地再評価差額金の取崩				21
当期純利益				707
自己株式の取得				△ 2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△ 630	△ 21	△ 652	△ 652
事業年度中の変動額合計	△ 630	△ 21	△ 652	△ 540
2020年３月31日残高	599	△ 4,621	△ 4,021	32,302

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2019年4月1日残高	5,300	7,304	12,604
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△ 614	△ 614
土地再評価差額金の取崩		21	21
当期純利益		707	707
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	－	114	114
2020年3月31日残高	5,300	7,419	12,719

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法　時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品、製品、原材料、貯蔵品　先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②仕掛品　移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2．重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
機械装置	２～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用　定額法
なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．重要な引当金の計上基準

(1) 賞与引当金　従業員及び使用人兼務役員の賞与の支払いに備えるため、支給対象期間に応じた支給見積額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金　役員の賞与の支払いに備えるため、支給見積額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 値引補償引当金　期末特約店在庫に対して、将来発生する値引補償に備えるため、当事業年度の実績を基礎に見積額を計上しております。

(4) 売上割戻引当金　期末売掛金に対して、将来発生する売上割戻しに備えるため、当事業年度の実績を基礎に見積額を計上しております。

(5) 返品調整引当金　売上の返品による損失に備えるため、法人税法の定める規定により、売掛金基準を適用した同法限度相当額を計上しております。

(6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
なお、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により発生の翌事業年度より費用処理しております。
また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により発生した事業年度より費用処理しております。

(7) 役員退職慰労引当金
将来の役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく基準退職慰労金の期末要支給額を計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1．収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2018年３月30日）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2018年３月30日）

(1) 概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。
ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日
2021年４月１日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

2．時価の算定に関する会計基準等

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年７月４日）
・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号 2019年７月４日）
・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）

(1) 概要
国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めております（IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820）。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。
企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされております。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日
2021年４月１日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。
(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

２．貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物	8,637百万円
	構築物	275百万円
	機械装置	0百万円
	工具器具備品	0百万円
	土地	6,337百万円
	計	15,250百万円
(2) 担保に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	476百万円
	長期借入金	4,326百万円
	計	4,802百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　50,429百万円

３．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価法第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日　2002年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△796百万円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の種類及び総数

普通株式　9,451,169株

２．自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式	675,566株	1,314株	― 株	676,880株

（注）増加の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加　1,314株

３．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2019年６月25日定時株主総会	普通株式	351	40.00	2019年３月31日	2019年６月26日
2019年11月８日取締役会	普通株式	263	30.00	2019年９月30日	2019年12月５日

４．当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種　類	配当の原　資	配当金の総　額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2020年６月26日定時株主総会（予定）	普通株式	利　益剰余金	263	30.00	2020年３月31日	2020年６月29日

4．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
退職給付引当金	329百万円
賞与引当金	266百万円
長期前払費用	244百万円
役員退職慰労引当金	88百万円
売上割戻引当金	71百万円
投資有価証券評価損	46百万円
未払社会保険料	39百万円
未払事業税	33百万円
棚卸資産評価減	21百万円
その他	138百万円
繰延税金資産小計	1,280百万円
評価性引当額	△ 179百万円
繰延税金資産合計	1,100百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 244百万円
その他	△ 2百万円
繰延税金負債合計	△ 246百万円
繰延税金資産純額	854百万円

5．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に、医薬品の製造販売事業を行うための設備投資計画、研究開発計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、その一部には原料の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、長期借入金については借入後10年以内返済であります。デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び経理規程等に従い、営業、総務本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒されている金融資産の貸借対照表価額により表されております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、職務権限規程及び経理規程等に基づき、経理部財務課が取引を行い、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。取引状況については適時関係役員に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各部署からの報告に基づき財務課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項
2020年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（＊）	時　価（＊）	差　額
(1) 現金及び預金	7,268	7,268	－
(2) 売掛金	20,170	20,170	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,214	2,214	－
(4) 支払手形	(5,946)	(5,946)	－
(5) 電子記録債務	(3,203)	(3,203)	－
(6) 買掛金	(3,688)	(3,688)	－
(7) 短期借入金	(2,350)	(2,350)	－
(8) １年内返済予定の長期借入金	(4,155)	(4,155)	－
(9) 未払金	(1,351)	(1,351)	－
(10) 長期借入金	(8,245)	(8,154)	△90

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
(1) 現金及び預金、(2) 売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(3) 投資有価証券
株式であり、株式の時価は取引所の価格によっております。
(4) 支払手形、(5) 電子記録債務、(6) 買掛金、(7) 短期借入金、(8) １年内返済予定の長期借入金、(9) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(10) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（注２）非上場株式（貸借対照表計上額517百万円）及び投資事業有限責任組合への出資（同170百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

6．賃貸等不動産に関する注記

1．賃貸等不動産の状況に関する事項
当社は、大阪市その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	決算日における時価
1,742百万円	1,939百万円

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）期末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、それ以外は重要性が乏しいと判断されるため、土地については路線価等「容易に入手できる評価額」、建物については「適正な帳簿価額」であります。

7．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　3,681円46銭
１株当たり当期純利益　　80円59銭

8．その他注記

（新型コロナウイルス感染症による影響について）
新型コロナウイルス感染症による影響は、世界的な感染拡大により予断を許さない状況となっておりますが、当事業年度の計算書類において、重要な影響は生じておりません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月15日

扶桑薬品工業株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 上 嘉 之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 髙 見 勝 文 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、扶桑薬品工業株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月20日

扶桑薬品工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 松 本 清 治 ㊞

社外監査役 松 岡 大 藏 ㊞

社外監査役 青 本 悦 男 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　　剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を最重要課題のひとつとして位置付けており、安定的な配当の継続に努めることを基本方針としております。当期につきましては、この基本方針並びに業績、経営環境および財務体質の強化の必要性などを総合的に勘案したうえで、当期の期末配当を１株につき金30円といたしたく存じます。なお、中間配当として１株につき30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき60円となります。

<期末配当に関する事項>

⑴ 配当財産の種類

金銭といたします。

⑵ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金30円　総額　263,228,670円

⑶ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日

第２号議案　　監査役３名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役全員（３名）は任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	桑田順司（くわたじゅんじ） (1955年10月21日生) 新任	1978年４月　当社入社 2009年４月　当社営業本部営業部東京第三支店長 2015年６月　当社営業本部営業部大阪支店長 2019年10月　当社営業本部営業統括部大阪支店長（現任）	900株
	(監査役候補者とした理由) 同氏は、当社で長年にわたり営業部門を担当し、また、東京第三支店長、大阪支店長として営業管理のほか、人事や総務に関する豊富な業務経験を有しております。この経験を踏まえ、客観的な視点から当社の監査を行っていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。		
2	松岡大蔵（まつおかだいぞう） (1939年12月28日生)	1958年４月　大阪国税局入所 1991年７月　柏原税務署長 1997年９月　大阪国税局徴収部長 1998年９月　松岡大蔵税理士事務所開設（現任） 2004年６月　当社社外監査役（現任）	2,600株
	(社外監査役候補者とした理由) 同氏は、税理士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、客観的かつ専門的な視点から当社の監査に活かしていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
3	青本悦男（あおもとえつお） (1953年６月25日生)	1982年４月　弁護士登録 1982年４月　道工隆三法律事務所入所 1998年４月　青本悦男法律事務所開設（現任） 2012年６月　当社社外監査役（現任）	0株
	(社外監査役候補者とした理由) 同氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、客観的かつ専門的な視点から当社の監査に活かしていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、松岡大藏および青本悦男の各氏との間で、会社法第427条第１項で定める責任限定契約を締結しております。各氏が本定時株主総会で監査役の再任が承認された場合は、各氏と当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。
3. 松岡大藏および青本悦男の各氏は社外監査役候補者であります。
4. 当社の社外監査役に就任してからの年数（今回の株主総会の終結の時まで）
(1) 松岡大藏氏　16年
(2) 青本悦男氏　８年
5. 当社は、松岡大藏および青本悦男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

第３号議案　　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって、任期満了により退任される監査役松本清治氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　　歴
松本（まつもと）　清治（きよじ）	2001年６月　当社監査役（常勤） 現在に至る

以　上

<MEMO>
</MEMO>

株主総会会場ご案内図

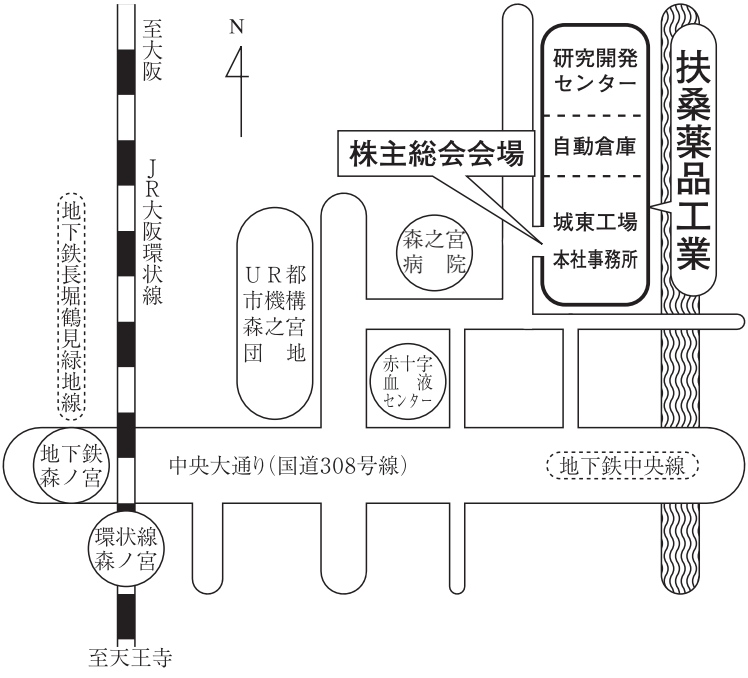

扶桑薬品工業株式会社 本社事務所 第１会議室

大阪市城東区森之宮二丁目３番11号

（06）６９６９－１１３１

〈ＪＲ大阪環状線および地下鉄中央線・長堀鶴見緑地線の
それぞれ「森ノ宮駅」より中央大通りを東へ徒歩約８分〉